

令和9年度から令和11年度 南房総市地域包括支援センター運営方針

令和8年5月策定
南房総市保健福祉部高齢者支援課

1 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 地域包括支援センターの目的

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他の多様な社会資源を活用し、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアを実現することが必要である。

センターは、地域包括ケアの実現のため、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

3 運営体制

市直営の基幹型地域包括支援センター1箇所、地域包括支援センター1箇所、委託型地域包括支援センター2箇所を設置する。

また、本市が設置する地域包括支援センター運営分科会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

	センター名（呼称）	担当区域	運営方法	高齢者人口 (R8.4.1現在)	専任職員
1	基幹型地域包括支援センター	全地域	直営	16,007	3
2	地域包括支援センター三芳 (あんしんセンター南房総)	三芳・丸山・ 和田	直営	5,565	4
3		富浦・富山	委託	3,991	3
4		白浜・千倉	委託	6,451	5

4 運営上の基本的な考え方や理念

(1) 公益性の視点

センターは、本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

(2) 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。

地域ケア個別会議等の場を通じて、地域の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、解決に向けた活動に取り組むものとする。

(3) 協働性の視点

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支えるものとする。

5 業務推進の指針

(1) 基幹型地域包括支援センター及び委託型地域包括支援センターにおける共通事項

① 事業計画の策定

地域包括支援センターは年度毎に事業計画を策定し、各担当地域の実情に応じ創意工夫した事業運営に努める。また、進捗状況を確認し、適正な運営に努める。

② 職員の姿勢

各専門職がそれぞれの専門性を活かし、業務全体をチームとして連携・協働する体制を構築する。

③ 地域との連携

地域との会合等の場を通じて、地域の住民、関係団体や事業者等と連携体制を構築する。また、地域ケア個別会議等から地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組むものとする。

④ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、南房総市個人情報保護条例（平成18年南房総市条例第11号）に基づき、必要な措置を講じるものとする。

⑤ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るために市の広報紙や会議等を通じて積極的に広報活動を行う。

⑥ 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に

対応するとともに、必要に応じて速やかに市に報告して解決に取り組むものとする。

⑦ 感染症対策

新型インフルエンザ等の感染予防のため、市民・関係者への感染防止対策及び職員への感染防止策等必要な措置を講じること。

⑧ ハラスメント及び暴力行為等に関する対策

センターはハラスメント及び暴力行為等の防止に必要な環境を整備する。また、これらの行為発生時には被害の最小化及び証拠の保全に努め、警察関係者等と連携して適切な対応に努める。

⑨ 法令の遵守

センターの運営等に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第27号）をはじめとする福祉、介護、労働等関係法令の遵守を徹底する。

⑩ 緊急連絡体制について

センターの業務に関する緊急時に対応するため、業務以外の時間においても常に連絡が取れるように体制を準備しておくものとする。

⑪ 基幹型地域包括支援センターと委託型地域包括支援センターの連携

連携して効率的な業務運営を行い、市（高齢者支援課、社会福祉課、健康推進課等）とも連携を図り、公正・中立な立場で業務を実施する。

(2) 基幹型地域包括支援センターの業務

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定に関わり、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置する。

① 後方支援・直接介入

支援困難ケースや虐待ケースへの委託型地域包括支援センターとの役割分担及び必要な介入による後方支援を行う。

尚、総合相談支援、権利擁護に関する相談を受け付けた場合は、担当地区の地域包括支援センターへ引き継ぐ。

② 地域包括支援ネットワークの構築

③ 包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための支援

④ 認知症総合支援事業の推進

⑤ 地域課題の把握と政策形成

地域ケア個別会議等で把握された地域課題について、委託型地域包括支援センターと連携、地域ケア推進会議を開催し、高齢者支援の施策形成について検討する。

⑥ 介護予防・在宅生活支援の推進

⑦ 権利擁護・虐待防止業務

ア 老人福祉法の措置

イ 高齢者虐待の立ち入り調査

- ウ 緊急一時保護
- エ 成年後見制度市長申し立て
- オ 事業所等への勉強会の開催
- ⑧ 在宅介護医療連携事業
- ⑨ その他必要と認める業務

(3) 委託型地域包括支援センターの業務

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 第1号介護予防事業（介護予防ケアマネジメント）
 - イ 一般介護予防事業
- ② 包括的支援事業
 - ア 総合相談支援業務
 - イ 権利擁護・虐待防止業務
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - エ 在宅医療・介護連携推進事業
 - オ 生活支援体制整備（生活支援コーディネーターとの連携）
 - カ 認知症総合支援事業
 - キ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - ク 地域ケア個別会議の開催
 - ※ 委託型地域包括支援センターにおいては、基幹型地域包括支援センターから引継ぎを受けた事案について、相談者に寄り添った対応を講じること。
- ③ 指定介護予防支援業務
 - 介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、地域包括支援センター運営分科会で承認を得て、また、委託先の指定居宅介護支援事業者に対し、適切な業務が行われるよう、必要な助言・指導を行う。
- ④ 地域支援事業の任意事業
 - ア 認知症サポーター養成講座に関する業務
 - イ 住宅改修理由書の作成
- ⑤ その他必要と認める業務